



山梨労働局発表
平成23年12月22日

年末年始無災害運動における建設業一斉監督の実施結果について

154作業現場に対して監督指導を実施

山梨労働局（局長 山口 晃）では、年末年始無災害運動の一環として、平成23年12月1日から14日までの間、建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施しました。結果は次のとおりです。

1 監督指導の結果（詳細は別紙参照）

- 管下労働基準監督署が監督指導を実施した建設工事現場数は154現場。
- 監督指導を実施した現場のうち、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に関する違反が認められたものは、監督指導実施現場の31.8%である49現場。
- 安衛法違反が認められた49現場に対し、違反事項を是正する旨の指導を行ったほか、このうち死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い法違反のあった11現場に対しては、当該違反が是正されるまで、立入禁止及び変更命令の行政処分を行った。
- 違反の内容をみると、高さ2メートル以上の作業場所からの墜落防止措置が適切に講じられていないものが29現場と最も多く、ついで、元方事業者が関係請負人を適切に指導していないものが17現場あった。
- 安衛法違反が認められた49現場のうち45現場において違反事項が是正されたことを確認し、また立入禁止等の行政処分を行った11現場については全て違反事項が是正されたことを確認した（12月21日時点）。残る現場についても、速やかに違反事項が是正されるよう、関係事業場を指導している。

2 労働災害防止対策の徹底について

建設工事現場における安衛法違反については、死亡災害の発生等重大な事態につながる危険性が高いことから、山梨労働局としても、引き続き建設工事現場に対する重点的な監督指導を実施し、労働災害防止対策の徹底を図っていくこととしています。

また、今回の結果を踏まえ、発注機関及び関係団体に対し、別添1及び別添2により労働災害防止対策の徹底について要請を行いました。

※管下労働基準監督署：甲府・都留・鯉沢

違反内容の概要

主な法違反事項		主な法違反の概要
事 項	現場数	
高さ 2 m以上の作業場所からの墜落防止措置の未実施	29 (18.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 2 m以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 ・高さ 2 m以上の作業床の端や開口部には、囲い、手すり等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。
うち、立入禁止及び変更命令の行政処分	11	
元方事業者の関係請負人に対する指導違反	17 (11.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・元方事業者（元請）は、関係請負人（下請）等が法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
車両系建設機械に関する違反	14 (9.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械の運転者が運転席から離れる場合には、バケット等、作業装置を地上に降ろし、原動機を止めて走行ブレーキをかける等の措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 ・車両系建設機械を用いて作業を行う場合には、当該車両系建設機械について、1年以内ごとに1回、定期的に自主点検を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
昇降設備	6 (3.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ又は深さが 1.5 mを超える箇所で作業を行うときは、労働者が安全に昇降するための設備を設けなければならないが、これを怠っていたこと。
安全通路	5 (3.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場に通じる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、これを常時有効に保持しなければならないが、これを怠っていたこと。

注 1 一の現場で複数の違反が認められたものもあることから、合計と違反事業場数は一致しない。

注 2 現場数の（ ）内は、監督指導実施現場数からの比率。

別添1

山梨労発基第1003号
平成23年12月22日

別記別添1の4団体の長 殿

山梨労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進に当たり格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、山梨労働局においては、平成23年12月1日から14日までの間、管内建設工事現場に対し集中的な監督指導を行ったところ、監督指導実施現場のうち31.8%においてなんらかの法違反が認められました。

平成23年の労働災害発生件数は前年より増加しており、さらに、年末年始無災害運動が開始された直後の12月2日には建設工事関連で死亡災害が発生するなど、より一層の安全管理の徹底が求められるところです。

このような状況を御理解いただき、元方事業者に対して、特に墜落・転落災害の防止、元方による下請事業者への適切な指導を行っていただきますようお願いいたします。

なお、法違反の概要を添付いたしますので、指導に当たり御活用下さい。

山梨労発基第1004号
平成23年12月22日

別記別添2の6団体の長 殿

山梨労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進に当たり格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、山梨労働局においては、平成23年12月1日から14日までの間、管内建設工事現場に対し集中的な監督指導を行ったところ、監督指導実施現場のうち31.8%においてなんらかの法違反が認められました。

平成23年の労働災害発生件数は前年より増加しており、さらに、年末年始無災害運動が開始された直後の12月2日には建設工事関連で死亡災害が発生するなど、より一層の安全管理の徹底が求められます。

本年の法違反の概要は別紙のとおりですので、関係事業場に対し周知いただくとともに、特に下記事項に御留意の上、事業場における安全管理の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 墜落・転落災害の防止

特に、墜落等による重篤な災害が発生するおそれが高いとして立入禁止等を命じた現場が増加している。

高所からの墜落・転落災害は、死亡等重篤な災害に直結する可能性が非常に高いことから、手すりの設置や安全帯の確実な使用といった墜落防止対策を徹底して行うこと。

2 元方事業者による下請事業者への適切な指導

監督指導を実施した建設工事現場の11.0%において、元方事業者が関係請負人に対し、法令に違反しないための必要な指導を適切に行っていなかった。

建設工事現場においては、複数の事業者による作業が混在しており、工事の一部を請け負う下請事業者単独では十分な労働災害防止対策を講じることが困難な場合があるので、工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請が一体となって労働災害の防止に努めること。

別添 1

国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所
国土交通省関東地方整備局 富士川砂防事務所
農林水産省林野庁関東森林管理局 山梨森林管理事務所
山梨県

別添 2

社団法人 山梨県建設業協会
社団法人 山梨県治山林道協会
社団法人 山梨県土地改良協会
社団法人 山梨県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会山梨県支部
社団法人 建設荷役車両安全技術協会山梨県支部